

厚生年金基金および税制適格退職年金が直面している問題点とは？

企業年金は前回説明したとおり、退職金（退職一時金、退職年金）の支払い準備としての外部積立機能を有しています。昭和30年代に制度化された企業年金は高度経済成長が持続するという前提のもとで導入されました。その時設定された予定利回りは5.5%です。ゼロ金利時代の続く現在ではまさに夢のような数字です。この予定利回りの低下が第①の問題点です。これに関連して、企業年金（厚生年金基金、税制適格退職年金）が確定給付型の年金であるという点です。つまり将来もらえる退職金の額を予め退職金規程あるいは年金規約で約束しているのです。この確定給付型であるということが第②の問題点です。そして最後に国際会計基準による退職給付会計の導入があげられます。これは、今まで貸借対照表上に表面化しなかった隠れ債務が顕在化するということです。その結果、企業格付けの低下、資金調達コストの増大等、企業経営の根幹に関わる問題が生じてきます。この会計基準の国際化が第③の問題点です。他にも問題点はあるかと思いますが、紙面の都合上最初の2点を中心にお話ししていきます。

●予定利回りの低下がもたらす問題点①

運用機関あるいは基金は各企業から運用委託を受けた掛金を多種多様な金融商品で運用しています。株式、国債、預貯金、投資信託、保険等が代表的な運用先です。この金融商品の『運用益と掛金元本との総額』が退職一時金・退職年金の原資になります。この金融商品もハイリスク・ハイリターン型からローリスク・ローリターン型まで様々です。前者では掛金元本の数

倍の運用益が見込まれる反面、運用益どころか元本割れするリスクも内在しています。後者は元本割れするリスクは少ないのですが、その分大きな運用益も見込めません。このような金融商品の特徴をおさえて、金融市況を睨みながら様々な金融商品に分散投資して予定利回り（5.5%）以上の運用益をあげてきたのがバブル経済崩壊前後までの時代でした。その後の金融市況の低迷は周知のとおりで年金運用にも運用利回りの大幅低下という深刻な影響を与えています。『運用利回りの低下』⇨『予定利回りの低下』を意味しています。具体的に企業年金にどういった影響をもたらすのでしょうか。例えば毎月1万円を40年かけ続けた場合、『掛金元金』は480万円になります。これに運用益が加わり企業年金の原資になります。金利が5.5%の時代では約1700万円にもなりましたが、1.0%では約590万円とおよそ3分の1の水準です。40年後の資産に1000万円以上の差がつく訳です。これが一般投資家レベルでの話であれば、それまでのことなのですが、企業年金では話が違ってきます。それが次にお話しする確定給付型と密接に関連してきます。

●確定給付型ゆえの問題点②

確定給付型年金というのは文字通り『給付』が確定している年金のことです。給付とは『将来貰える退職金』と言えれば分かり易いでしょうか。ようするに労働者に将来支払う退職金の額を会社が予め約束しているタイプの企業年金のことを確定給付型の年金と呼んでいます。そんなこと約束した覚えなんかはないという反論も聞こえてきそうですが、厚生年金基金では年金規約に、税制適格退職年金では就業規則（退職金規程）に企業年金導入の際に作成明記されています。この時点で企業側には民事上の退職金債務が、労働者側には退職金債権が発生します。

ここで前項でお話しした予定利回りが密接に関連してきます。実際の運用利回りが予定利回り以上であれば問題はありませんが、下回った場合が問題になってきます。例えば前項の例で、予定利回り5.5%で毎月1万円の掛金を払い込んで40年後に1700万円になるような退職金規程を導入した場合で、実際の運用利回りが1%であれば40年後の金額は590万円と約1000万円の積立不足が生じます。原則、『この積立不足額の1000万円を企業が穴埋めしなさいよ』というのが確定給付型の年金なのです。法的根拠、実際の取扱い等、厚生年金基金と税制適格退職年金とは相違があります。退職金債務の減額をめぐる訴訟が全国で提起されていますが、原則として『同意』あるいは『合理的理由および代償措置』が求められています。ここ最近この積立不足が発生しない『確定拠出型の企業年金』がクローズアップされています。『日本版401K』と称される企業年金ですが、制度の特徴をよく理解、吟味する必要があります。思います。まずは企業として、現状の退職金制度（企業年金の種類、退職金規程）の内容、その問題点を把握することが必要です。